

令和7年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業 委託要項

(趣旨)

第1条 この事業は、スポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業を受け、地域において運動・スポーツの機会を将来にわたって確保・充実できるよう、中学校の生徒が地域でスポーツに親しめる環境の構築を進める際の様々な課題に取り組むために実践研究等を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の県内展開を図るとともに、生徒にとって望ましいスポーツ環境の実現を図ることを目的とする。

(委託業務)

第2条 生徒が地域でスポーツに親しめる環境の構築に向けて、次の業務を委託する。

- (1) 地域の実情を踏まえ、地域のスポーツ活動における指導者の確保、費用負担の在り方など、地域におけるスポーツ環境の整備充実に向けた課題に総合的に取り組むことを目的とした実践研究の実施
- (2) 実践研究により創出された好事例やその成果等を発信し、地域移行に向けた取組を県内に普及し、改革に対する関係者の理解促進を図ることを目的とした各地域での成果・課題等の発表及び報告書の作成
- (3) 地域クラブ活動の在り方や部活動改革の理念について関係者のみならず、地域の方へ広く周知

2 受託者は、地域部活動推進事業委託要項（令和3年1月22日スポーツ庁次長決定）及びこの要項に基づき、業務を行うものとする。

(委託先)

第3条 本事業の委託先は、業務を円滑に実施することができる埼玉県内の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、プロスポーツチーム、スポーツ・体育協会、大学、企業などの法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの及び役員等が埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるものを除く。）とする。ただし、法人格を有しない場合は、次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。

- (1) 組織の運営方法などを定めた定款・会則等があること。
- (2) 予算、決算を的確に行っていること。
- (3) 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。

(委託期間)

第3条 本事業の委託期間は、契約締結日から当該年度の2月27日までとする。

(再委託)

第4条 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

(委託経費)

第5条 知事は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費（10%を上限とする。））を委託費として支出する。

2 支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限るものとする。

3 受託者は、委託経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出を証する書類を整理し、定期的に提出するものとする。

(委託契約)

第6条 受託者は、埼玉県に提出した事業の概要（別紙様式2）に従い事業を実施する。

2 知事は、前項の事業の概要に基づき、委託契約を締結する。委託契約書の書式は、様式第1号とし、委託変更契約書の書式は、様式第2号のとおりとする。

(契約締結後の内容変更)

第7条 契約締結後、事業の全部若しくは一部を中止し、または内容を変更する場合は、事業計画変更承認申請書（様式第3号）、委託事業廃止等承認申請書（様式第4号）を知事に提出するものとし、委託変更契約書（様式第2号）の取り交わしをもってその承認とする。ただし、委託の目的又は条件を損なわない程度の変更については、この限りではない。

(状況報告)

第8条 知事は、事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(事業完了（廃止等）及び研究成果の報告)

第9条 受託者は、事業が完了したとき（廃止・中止の承認を受けたときを含む。）は、委託事業完了（廃止・中止）報告書（様式第5号）、委託経費決算書（様式第6号）及び事業の内容や事例、成果等をまとめた研究成果報告書を作成し、終了した日から10日以内、または当該年度の2月27日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともに知事に提出しなければならない。

(調査)

第10条 知事は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託事業が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第5条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第12条 第10条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

第13条 知事は、第11条第1項の規定による額の確定後、受託者に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、受託者が請求書を知事に提出し、知事は受託者の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振込むものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 知事は、受託者からの要求により、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第14条 受託者は、前条第4項によって既に支払いを受けた委託費が、第11条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、知事の指示に従って返還するものとする。

2 受託者は、前項の返還に際し、知事が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。